

# 西条市電子入札運用基準

西条市財務部契約課

平成28年10月

第1章 総則	1
第1条 趣旨	
第2条 適用範囲	
第3条 電子入札に参加できる者の基準	
第4条 電子入札実施の考え方について	
第5条 対象入札方式	
第2章 紙入札承諾の基準	1
第6条 入札手続の当初から紙入札での参加を認める基準	
第7条 入札手続の途中で紙入札への変更を認める基準	
第8条 紙入札に移行する場合の取扱い	
第9条 紙入札方式による提出期限について	
第10条 紙入札から電子入札への移行について	
第3章 案件登録	2
第11条 各受付期間等の設定	
第12条 公告日又は入札通知日以降の案件登録情報の修正及び手順	
第13条 市の事由により紙入札へ移行した案件の処理	
第4章 案件に対する質問回答	3
第14条 質問等	
第5章 添付書類等の取扱い	3
第15条 添付書類等の取扱い	
第16条 電子ファイルの作成基準	
第17条 添付書類等の提出方法	
第18条 添付書類等の容量が3メガバイトを超える場合における 持参等による取扱い	
第19条 紙入札方式による場合における持参等による取扱い	
第20条 ウィルス感染ファイルの取扱い	
第21条 開札前における内訳書の内容の確認	
第6章 入札書等の取扱い	5
第22条 有効な入札書等	
第23条 入札書提出前の辞退	
第24条 入札書提出後の撤回等	
第25条 入札書未送信の入札参加者の取扱い	

第26条	入札参加者の責任範囲	
第27条	入札書提出時の留意点	
第7章	開札	6
第28条	開札方法	
第29条	開札時の立会い	
第30条	開札処理が長引いた場合	
第31条	開札の延期	
第32条	開札の中止	
第33条	くじになった場合の取扱い	
第8章	連絡事項確認	7
第34条	情報提供等	
第9章	入札情報公開システム上の取扱い	7
第35条	入札公告登録	
第36条	入札結果登録	
第10章	入札参加者のICカードの取扱い(代表者の権限の委任等)	7
第37条	電子入札を利用することができるICカードの基準	
第38条	利用者登録について	
第39条	ICカードが失効した場合の取扱い	
第40条	ICカード登録情報の変更	
第41条	ICカードの不正使用等の取扱い	
第11章	システム障害等の取扱い	9
第42条	入札参加者側のシステム障害時	
第43条	市側のシステム障害時	
第44条	その他のシステム障害時	

# 西条市電子入札運用基準

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この運用基準は、西条市(以下「市」という。)及び入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)がコンピュータ及びネットワーク(インターネット)を利用したえひめ電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)で行う市が発注する建設工事並びに建設工事に係る調査、測量、設計業務及びその他電子入札が適当と認められた委託業務(以下「建設工事等」という。)に関する入札(見積りを含む。以下同じ。)の手續(以下「電子入札」という。)について、円滑かつ適切に運用できるよう取扱いを定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ市が指定し、及び公表する案件に適用するものとする。

(電子入札に参加できる者の基準)

第3条 電子入札に参加できる者は、西条市建設工事請負業者選定要領(平成16年西条市訓令第25号)第2条の規定に基づき入札参加資格者名簿に登録された者(以下「有資格業者」という。)のうち、電子入札システム(西条市調達用)に利用者登録をしている者とする。

(電子入札実施の考え方について)

第4条 市が電子入札で行う旨を決定した案件は、電子入札システムで処理することとし、原則として従来の紙による入札(以下「紙入札」という。)は認めないものとする。

(対象入札方式)

第5条 電子入札システムの対象入札方式は、原則として建設工事等における次の表の入札方式とする。ただし、災害復旧工事等急施を要する建設工事等に係る入札及び随意契約のうち電子入札システムにより難しいもの等については、この限りでない。

建設工事	建設工事に係る調査、測量、設計業務及びその他電子入札が適当と認められた委託業務
一般競争入札方式、指名競争入札方式、随意契約方式	指名競争入札方式、随意契約方式

## 第2章 紙入札承諾の基準

(入札手續の当初から紙入札での参加を認める基準)

第6条 市は、入札参加者から、次の各号のいずれかに該当し、紙入札方式参加(移行)承諾願(様式第1号)が提出されたときは、当該入札参加者について、当該入札に限り紙入札を認めるものとする。なお、紙入札方式参加(移行)承諾願の提出期限は、当該入札の入札書提出締切日時とする。

(1) 入札に参加しようとする時点で新規に電子証明書(以下「ICカード」という。)発行

の申請中である場合

(2) ICカードが有効期限経過による失効、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行申請（準備）中の場合で、当該入札参加者において登録している他の有効なICカードがない場合

(3) 電子入札システムの障害等により電子入札に参加できない場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

（入札手続の途中で紙入札への変更を認める基準）

第7条 市は、電子入札による手続の開始後、入札参加者から紙入札方式参加（移行）承諾願（様式第1号）が提出され、紙入札への変更を求められた場合、次の各号のいずれかに該当し電子入札の続行が不可能であり、かつ、全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限り、当該入札参加者について、当該入札に限り電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。なお、紙入札方式参加（移行）承諾願の提出期限は、当該入札の入札書提出締切日時とする。

(1) ICカードが有効期限経過による失効、破損等で使用できなくなり、当該入札参加者において登録している他の有効なICカードがない場合

(2) 電子入札システムの障害等により締切に間に合わない場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

（紙入札に移行する場合の取扱い）

第8条 第6条又は前条の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として電子入札システムに登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては、当該入札について電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施された電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の手続を要しないものとする。

（紙入札方式による提出期限について）

第9条 電子入札案件に紙入札方式で参加する場合の入札参加資格審査申請書、入札書に添付して提出する工事費内訳書（業務費内訳書を含む。以下同じ。）等の書類（以下「添付書類等」という。）及び入札書の提出期限は、電子入札の提出期限と同様とし、期限までに必着とする。また、提出方法については、市が指定した場所に持参又は郵送（以下「持参等」という。）により提出するものとする。

（紙入札から電子入札への移行について）

第10条 第6条又は第7条の規定により紙入札への変更を認めた者については、当該入札に限り紙入札方式から電子入札方式への移行は認めないものとする。

### 第3章 案件登録

（各受付期間等の設定）

第11条 開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌日を標準とするものとする。ただし、翌日が西条市の休日を定める条例（平成16年西条市条例第2号）に規定する市の休日に当たる

場合は、その日の後において、その日にもっとも近い休日でない日とする。

当該電子入札に必要として提出された添付書類等の開封予定日時は、事前準備に要する時間を勘案して設定するものとする。

その他の期間等日時の設定に当たっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(公告日又は入札通知日以降の案件登録情報の修正及び手順)

第12条 公告日又は入札通知日以降において、案件登録情報について錯誤が認められた場合には、速やかに修正を行い、案件名称に「 月 日： 変更」等の表示を行うものとする。この場合には、既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡が取れる方法で連絡を行い、変更した旨を伝えるものとする。

2 システム的に変更できない項目(入札方式、工種区分、工事/委託区分等)に錯誤があった場合は、錯誤案件に対して入札書の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更(修正例:受付開始日時 13:00 同締切日時 13:01)を行い、当該件名を「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」等に変更し、錯誤案件である旨を入札参加者に示した後、新規の案件として改めて登録するものとする。この場合において、既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して入札書等を送信するように依頼するものとする。

(市の事由により紙入札へ移行した案件の処理)

第13条 特段の事由により市が電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記変更し、以降は当該案件に係る電子入札システム処理を行わないものとする。

#### 第4章 案件に対する質問回答

(質問等)

第14条 入札参加者が電子入札システムを用いて質問を行う場合は、全ての入札参加者が質問内容を閲覧することが可能なため、入札参加者名を特定できる内容を記載しないものとする。

2 誤って入札参加者が、質問内容に入札参加者名を特定できる内容を記載した場合は、直ちに回答は行わず、要旨を変えない範囲で入札参加者を特定できない内容の質問を行うよう求めるものとする。

#### 第5章 添付書類等

(添付書類等の取扱い)

第15条 添付書類等は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとする。ただし、その特性によっては紙媒体による提出を求めることがある。

(電子ファイルの作成基準)

第16条 電子ファイルで提出を求める添付書類等の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は、次の表に掲げるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないようにするものとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word	Word 2010 により読み込み可能なものに限る。
Microsoft Excel	Excel 2010 により読み込み可能なものに限る。
その他のアプリケーション	PDF ファイル( Adobe Reader XI により読み込み可能なものに限る。 ) 画像ファイル( JPEG 形式又は GIF 形式に限る。 ) 上記のほかに特に認めたファイル形式

2 また、電子ファイルの圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とし、自己解凍方式は認めないものとする。

3 提出する全ての電子ファイルについては、汎用的に使用されているウィルス対策ソフトを利用し、最新の定義ファイルによるウィルスチェックを確実に実施することとする。

(添付書類等の提出方法)

第17条 添付書類等は、原則として電子入札システムによる電子ファイルで受け付けるものとする。ただし、電子ファイルとして提出する添付書類等の容量が3メガバイトを超える場合又は紙入札方式による場合には、紙媒体又はCD-R等の書き換えのできない電子媒体に記録したものを持参等により提出するものとする。

2 なお、提出する添付書類等の特性上電子化に適さないものその他電子ファイルによる提出に適さないものがある場合は、市が持参等により紙媒体の提出を指示する場合がある。

(添付書類等の容量が3メガバイトを超える場合における持参等による取扱い)

第18条 持参等での提出を認める場合には、原則として、必要書類の一式を持参等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、この場合には、電子入札システムにより提出書類通知書(様式第2号)の送信を求めるものとする。

2 持参等の提出期限は、電子入札システムの提出期限と同一日時(必着)とする。また、郵送にあっては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。

3 工事費内訳書を持参等にて提出する場合については、前2項に加えて二重封筒とし、表封筒には「入札件名」及び「工事費内訳書在中」の旨を記載し、中封筒には工事費内訳書を入れ、「入札件名」、「入札参加者名」及び「工事費内訳書」を記載し、密封したものを有効な書類として認めるものとする。市は、工事費内訳書開封日時まで厳重に保管するものとする。

(紙入札方式による場合における持参等による取扱い)

第19条 紙入札による場合には、原則として、必要書類の一式を持参等により提出するものとする。

2 持参等の提出期限は、電子入札システムの提出期限と同一日時(必着)とする。また、郵送にあっては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。

3 持参等にて提出する場合については、前2項に加えて二重封筒とし、表封筒には「入札件

名」及び「入札書及び工事費内訳書在中」の旨を記載し、入札書及び工事費内訳書はそれぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの中封筒には「入札件名」、「入札参加者名」及び「入札書」又は「工事費内訳書」を記載し、密封したものを有効な書類として認めるものとする。市は、工事費内訳書にあっては、工事費内訳書開封日時まで、入札書にあっては、開札日時まで厳重に保管するものとする。

(ウィルス感染ファイルの取扱い)

第20条 提出された電子ファイルにウィルス感染があった場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、対応について協議するものとする。

(開札前における内訳書の内容の確認)

第21条 全ての入札参加者の工事費内訳書が、電子入札システムの入札書受付締切日時までに提出された場合には、市の業務負担軽減のため、入札書受付締切日以降開札前においても、工事費内訳書の内容を確認することができるものとする。開札前までに内容を確認した工事費内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

## 第6章 入札書等の取扱い

(有効な入札書等)

第22条 入札書は、次の各号のいずれにも該当するものを有効なものとして取り扱うものとする。なお、入札金額は、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記入するものとする。

- (1) 入札書提出締切日時までに提出されたもの
- (2) 入札金額及び電子くじ入力番号が入力されたもの
- (3) 建設工事の場合には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定に基づき、工事費内訳書が添付されたもの
- (4) その他、市が入札公告等で提出を求めた添付書類等が提出されているもの

なお、入札金額は、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記入するものとする。

(入札書提出前の辞退)

第23条 入札参加者は、入札書の提出前であれば、入札を辞退することができる。この場合、入札参加者は、電子入札システムにより入札書提出締切日時までに入札辞退届を提出するものとする。ただし、提出した入札辞退届の取消しをすることはできない。

2 やむを得ない事由により、電子入札システムで入札辞退届を提出できないときは、入札書提出締切日時までに持参等により提出するものとする。

(入札書提出後の撤回等)

第24条 電子入札システムにより提出された入札書及び工事費内訳書は、原則として引換え、変更又は取消しを認めない。ただし、入札条件に反した入札を行った場合は、当該入札書を無効とする。

(入札書未送信の入札参加者の取扱い)

第25条 入札書提出締切日時になっても入札書が電子入札システムのサーバー(紙入札業者にあつては、市が指定する場所)に未到達であり、かつ、同日時までに入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。

(入札参加者の責任範囲)

第26条 電子入札では、入札書、添付資料等は電子入札システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとする。

2 電子入札システムでは、これらの情報がサーバーに正常に記録された時点で処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示する。この受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないため、再度処理を行う必要がある。

(入札書提出時の留意点)

第27条 入札参加者は、入札書提出に当たって次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 入札書の入力には注意して正確に行い、入札書送信内容確認画面において入札内容の確認を行ってから入札書の提出を行うこと。
- (2) 入札書の提出は、入札書提出締切日時までに完了すること。
- (3) パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、締切日時までに余裕をもって入札書の提出を行うこと。

なお、入札書添付書類の提出を必要とするときは、電子ファイル形式により、必ず添付すること。

- (4) 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知画面又は入札状況一覧において確認すること。
- (5) 入札書受信確認通知画面を印刷し、入札書の提出が完了したことを確認しておくこと。

## 第7章 開札

(開札方法)

第28条 開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行うものとする。ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書を一括開札して落札決定を行うものとする。

(開札時の立会い)

第29条 電子入札方式による参加者で希望するものは、開札に立ち会うことができる。

2 紙入札業者は、開札に立ち会うものとする。ただし、当該紙入札業者が開札に立ち会わない場合においても開札するものとする。

(開札処理が長引いた場合)

第30条 開札予定日時から落札決定通知書発行まで著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムその他適当な手段により、処理状況の情報提供を行うものとする。なお、入札参加資格審査、低入札価格調査、工事費内訳書の審査等により落札決定を保留する入札案件については、開札後に審査又は調査を行うため、落札決定に数日を要する。

(開札の延期)

第31条 開札を延期する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を延期する旨を通知し、開札予定日時が決まり次第、変更後の開札予定日時を通知するものとする。

(開札の中止)

第32条 開札を中止する場合は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに結果登録するものとする。

(くじになった場合の取扱い)

第33条 落札者(落札候補者)となるべき同価格(総合評価落札方式の場合にあっては、同評価値)の入札をした者が2者以上あった場合は、電子くじにより落札者(落札候補者となる順位)の決定(以下「落札決定等」という。)を行うものとする。

2 電子くじは、入札参加者が入札書の提出時に任意に入力したくじ番号と入札書到達時刻から算出される数字を使用し、電子入札システムにおいて実施するものとする。

3 電子くじ機能に障害が発生した場合は、落札決定等を保留し、別途、入札参加者の立会いの下、紙入札方式と同様の方法により、くじを実施するものとする。

## 第8章 連絡事項確認

(情報提供等)

第34条 入札参加者に対し、電子入札の手続等に関して通知を行う場合は、電子メール又はシステムの各通知機能及び作業状況確認画面により、情報を提供するものとする。

2 連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続の不備は、これについて異議を一切認めないものとする。

## 第9章 入札情報公開システム上の取扱い

(入札公告登録)

第35条 入札公告等を行う一般競争入札方式の発注案件においては、原則として、公告日の前日までに入札情報公開システムに登録するものとする。

(入札結果登録)

第36条 電子入札による全ての建設工事等に関する入札結果については、落札決定後又は契約締結後、速やかに入札情報公開システムに登録し、公表するものとする。

## 第10章 入札参加者のICカードの取扱い(代表者の権限の委任等)

(電子入札を利用することができるICカードの基準)

第37条 電子入札を利用することができるICカードは、別途公表する民間の電子認証局が発行したもので、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 単体企業 有資格業者の代表者から入札権限及び契約権限について、年間委任状により委任を受けた者(以下「受任者」という。)がいない場合は代表者のICカードに限り認めるものとし、受任者がいる場合は、受任者のICカードに限り認めるものとする。

(2) 特定建設工事共同企業体 入札可能なICカードは、特定建設工事共同企業体(特定J

V)の代表構成員の代表者のICカードとする。

(利用者登録)

第38条 初めて市の電子入札システムを利用する場合は、次に掲げる手順により利用者登録を行うものとする。

(1) 電子入札参加希望者は、市にえひめ電子入札共同システム(西条市)利用者登録申請書(様式第3号)を提出する。

(2) 市は、前号の利用者登録申請書に基づき、申請内容、有資格者名簿等を確認し、利用者登録に必要な「業者ID」及び「パスワード」を発行する。

(3) 発行された「業者ID」及び「パスワード」を用いて電子入札システムの利用者登録画面にて利用者登録を行う。

2 前項に規程する手順により既に上記の手続きにより「業者ID」及び「パスワード」の発行を受け、市の電子入札システムを利用している者で、新しくICカードを取得した場合(複数枚のICカードを登録する場合、ICカードの有効期限切れによる更新手続等を含む。)は、発行済の「業者ID」及び「パスワード」を用いて電子入札システムによりICカードの登録手続を行い、手続完了後、速やかに市にえひめ電子入札共同システム(西条市)ICカード変更(追加)届(様式第4号)を提出するものとする。

3 市が発行した「業者ID」又は「パスワード」を紛失した場合は、えひめ電子入札共同システム(西条市)業者ID・パスワード再発行申請書(様式第5号)を市に提出し、「業者ID」及び「パスワード」の再発行を受けるものとする。

(ICカードが失効した場合の取扱い)

第39条 第37条に規定する電子入札に参加することができるICカードの利用者が、前条に規定する利用者登録を行っている企業に属さないこととなった場合等により失効したときには、当該ICカードによる電子入札への参加を認めない。

(ICカード登録情報の変更)

第40条 入札参加者が登録を行ったICカードの連絡先情報(連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等)については、入札参加者が随時変更することを認めるものとする。ただし、この行為をもって入札参加資格に関する変更手続が省略できるものではない。

(ICカードの不正使用等の取扱い)

第41条 入札参加者が次各号のいずれか事由により、ICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。

(1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

(2) 代表者又は受任者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のICカードを使用して入札に参加した場合

(3) その他明らかにICカードを不正使用したものと認められる場合

2 落札後に不正使用等があったと認められる場合には、契約締結前であれば、西条市契約規則(平成16年西条市規則第44号)第9条(第32条又は第38条において準用する場合を含む。)の規定により当該入札を無効とする。また、契約締結後に不正使用等があったと認め

られる場合には、当該建設工事等の進捗状況等を考慮して、当該契約を解除するか否かを判断するものとする。

なお、いずれの場合においても、不正使用等があったと認められる場合には、不正使用等を行った入札参加者について、入札参加資格停止の措置を行うことができるものとする。

#### 第 1 1 章 システム障害等の取扱い

(入札参加者側のシステム障害時)

第 4 2 条 入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が電子入札を行うことができない場合には、第 7 条の規定により、電子入札から紙入札に移行するものとする。

(市側のシステム障害時)

第 4 3 条 市側のシステム等に障害が発生して、全ての入札参加者が利用不可となった場合には、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更(延長)を行うものとする。この場合には、電子入札システム以外の方法(電話、ファクシミリ等)により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

2 電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に切り替えるものとし、ホームページ等で公表するものとする。

(その他のシステム障害時)

第 4 4 条 天災、電力会社の原因による広域的、地域的な停電、通信事業者(プロバイダを含む。)の原因によるネットワーク障害その他やむを得ない事由により一部又は全部の入札参加者が、電子入札システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札の延期、紙入札への移行等の措置を講ずるものとする。この場合には、電子入札システム又は電子入札システム以外の方法(電話、ファクシミリ等)により、入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この運用基準は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この運用基準は、この運用基準の施行の日以後に入札公告等を行う建設工事等について適用し、同日前に入札公告等を行った建設工事等については、なお従前の例による。

西 条 市 長 殿

住 所  
(申請者) 商号又は名称  
代表者職氏名  
(業者ID)

紙入札方式参加(移行)承諾願

下記の案件について、えひめ電子入札共同システム(西条市)による電子入札に参加できない(電子入札の処理継続が不可能となった)ため、紙入札方式による参加(移行)の承諾をお願いします。

記

- 1 承諾願の種類 参加・移行 (いずれかを で囲むこと。)
- 2 案 件 名 称  
工事(業務)番号  
  
工事(業務)名
- 3 電子入札システムによる参加(処理継続)ができない理由

(注)参加承諾願の場合:ICカード(再)発行の申請中の場合で他に有効なICカードがない場合は、ICカードの申請中であることが分かる書類(ICカードの申込書等)を添付してください。  
移行承諾願の場合:業者IDを記入してください。

---

上記について承諾します。

年 月 日

様

西 条 市 長

年 月 日

西 条 市 長 殿

業 者 I D  
(申請者) 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

提 出 書 類 通 知 書

下記の書類について、別途持参(郵送)しますので通知します。

記

- 1 調達案件番号
- 2 調達案件名称  
工事(業務)番号  
工事(業務)名
- 3 提出書類名等

提出書類名	提出枚数
	枚
	枚
	枚
	枚

- 4 持参(発送)年月日 年 月 日

(注意事項)

電子入札システムで入札を行う際、添付書類等の容量が3メガバイトを超える等の理由で添付できない場合は、添付書類等の代わりにこの通知書を電子入札書に添付し、添付書類等は持参又は郵送により提出してください。

えひめ電子入札共同システム(西条市)利用者登録申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

(申請者) 郵便番号 〒 -  
 住所  
 商号又は名称  
 役職 名  
 氏名  
 電話番号 ( ) -

下記の内容により、えひめ電子入札共同システム(西条市)の利用を申請します。

【申請事項】

1 企業情報

本店住所	〒 -	
商号又は名称	漢字)	か)
代表者役職	漢字)	か)
代表者氏名	漢字)	か)
電話番号	( )	-

2 システムに登録する電子証明書(ICカード)の情報

電子証明書発行認証局名	
電子証明書(ICカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日
電子証明書の名義人の立場	代表者 ・ 受任者 (いずれかを で囲むこと。)
名義人の役職	
名義人の氏名	

【問合せ先】

所属		職名		担当者名	
電話		FAX		e-mail	

【添付書類】 A4判用紙で提出してください。

- |  |
|--|
| (1) 電子証明書(ICカード)の申込書、登録確認票等の証明書の内容が示された書類の写し<br>(2) 電子証明書(ICカード)のコピー(両面) |
|--|

(注意事項)

- (1) 申請者は、西条市へ入札参加資格審査申請書を提出している会社の代表者としてください。ただし、年間委任状を受けている受任者(支店長、営業所長等)がいる場合は、その受任者を申請者としてください。
- (2) ICカードの名義人は、申請者としてください。
- (3) 申請者の欄に押す印は、入札参加資格審査申請時に届け出た使用印を押印してください。
- (4) 複数枚のICカードを登録する場合は、2枚目以降のICカード情報についても別紙に記載してください。
- (5) 提出先：〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市 財務部 契約課 工事契約係
- (6) 提出方法：持参又は郵送
  - ・持参の場合：申請書提出者は申請企業等に所属する者とし、来庁時には申請企業等に所属していることを証明するもの(保険証等)を提示していただきます。
  - ・郵送の場合：上記必要書類と切手を貼った返信用封筒を同封の上、郵送してください。なお、返信先住所は上記申請者住所としてください。申請者住所と異なる場合は返信できません。

システムに登録する電子証明書( I Cカード)の情報( 2枚目以降)

商号又は名称 \_\_\_\_\_

( ) 枚目

電子証明書発行認証局名	
電子証明書( I Cカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日

( ) 枚目

電子証明書発行認証局名	
電子証明書( I Cカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日

( ) 枚目

電子証明書発行認証局名	
電子証明書( I Cカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日

( ) 枚目

電子証明書発行認証局名	
電子証明書( I Cカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日

( ) 枚目

電子証明書発行認証局名	
電子証明書( I Cカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日

( ) 枚目

電子証明書発行認証局名	
電子証明書( I Cカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日

( ) 枚目

電子証明書発行認証局名	
電子証明書( I Cカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日

( ) 枚目

電子証明書発行認証局名	
電子証明書( I Cカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日

えひめ電子入札共同システム(西条市)ICカード変更(追加)届

年 月 日

西条市長 殿

(届出者) 業者ID番号 〒 -  
 郵便番号  
 住所  
 商号又は名称  
 役職 名  
 氏名  
 電話番号 ( ) -

えひめ電子入札共同システム(西条市)の利用に係る申請内容に次のとおり変更が生じたので届け出ます。

【申請事項】

1 企業情報

本店住所	〒	
商号又は名称	漢字)	か)
代表者役職	漢字)	か)
代表者氏名	漢字)	か)
電話番号	( ) -	

2 システムに登録する電子証明書(ICカード)の情報

登録区分	登録済・変更(追加)・失効/更新済 (いずれかを で囲むこと。)
電子証明書発行認証局名	
電子証明書(ICカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日
電子証明書の名義人の立場	代表者 ・ 受任者 (いずれかを で囲むこと。)
名義人の役職	
名義人の氏名	

登録区分 該当するものを選択してください。

「登録済」..... 利用者登録申請(届出)済で、有効期限まで使用するもの

「変更(追加)」... 更新、新規取得、名義の変更等により追加したもの

「失効/更新済」... 利用者登録していたが、更新登録済により不使用又は名義の変更等により失効となったもの

【問い合わせ先】

所属		職名		担当者名	
電話		FAX		e-mail	

【添付書類】 A4判用紙で提出してください。

(1) 電子証明書(ICカード)の申込書、登録確認票等の証明書の内容が示された書類の写し

(2) 電子証明書(ICカード)のコピー(両面)

添付書類は、変更(追加)した電子証明書(ICカード)についてのみ添付してください。

(注意事項)

(1) 業者IDは利用者登録申請時に発行された10桁の番号を記載してください。

(2) 変更(追加)したICカードの情報だけでなく、登録済・失効を含めすべてのICカード情報について記載し、2枚目以降のICカード情報は別紙に記載してください。なお、失効のみの場合は届出の必要はありません。

(3) 届出者は、西条市へ入札参加資格審査申請書を提出している会社の代表者としてください。ただし、年間委任状を受けている受任者(支店長、営業所長等)がいる場合は、その受任者を申請者としてください。

(4) ICカードの名義人は、申請者としてください。

(5) 届出者の欄に押す印は、入札参加資格審査申請時に届け出た使用印を押印してください。

(6) 提出先: 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市 財務部 契約課 工事契約係

(7) 提出方法: 持参又は郵送

## システムに登録する電子証明書(ＩＣカード)の情報(２枚目以降)

商号又は名称 \_\_\_\_\_

( ) 枚目

登録区分	登録済・変更(追加)・失効/更新済 (いずれかを で囲むこと。)
電子証明書発行認証局名	
電子証明書(ＩＣカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日
名義人の役職	
名義人の氏名	

( ) 枚目

登録区分	登録済・変更(追加)・失効/更新済 (いずれかを で囲むこと。)
電子証明書発行認証局名	
電子証明書(ＩＣカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日
名義人の役職	
名義人の氏名	

( ) 枚目

登録区分	登録済・変更(追加)・失効/更新済 (いずれかを で囲むこと。)
電子証明書発行認証局名	
電子証明書(ＩＣカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日
名義人の役職	
名義人の氏名	

( ) 枚目

登録区分	登録済・変更(追加)・失効/更新済 (いずれかを で囲むこと。)
電子証明書発行認証局名	
電子証明書(ＩＣカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日
名義人の役職	
名義人の氏名	

( ) 枚目

登録区分	登録済・変更(追加)・失効/更新済 (いずれかを で囲むこと。)
電子証明書発行認証局名	
電子証明書(ＩＣカード)番号	
有効期限(年月日)	年 月 日
名義人の役職	
名義人の氏名	

えひめ電子入札共同システム(西条市)業者ID・パスワード再発行申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

郵便番号 〒 -  
 住 所  
 (申請者) 商号又は名称  
 役 職 名  
 氏 名  
 電 話 番 号 ( ) -

下記の内容により業者ID・パスワードの再発行を申請します。

【申請事項】

1 企業情報(本社)

本店住所	〒	
商号又は名称	漢字)	ｶ)
代表者役職	漢字)	ｶ)
代表者氏名	漢字)	ｶ)
電話番号	( )	-

2 企業情報(受任者) 本店ICカードの業者の場合は記入不要

受任者住所	〒	
商号又は名称	漢字)	ｶ)
受任者役職	漢字)	ｶ)
受任者氏名	漢字)	ｶ)
電話番号	( )	-

3 申請理由

申請理由	紛失・盗難・(いずれかを で囲み、その他の場合は理由を記載してください。) その他( )
------	---

【問い合わせ先】

所属		職名		担当者名	
電話		FAX		e-mail	

【添付書類】 A4判用紙で提出してください。

(1) 電子証明書(ICカード)の申込書、登録確認票等の証明書の内容が示された書類の写し
(2) 電子証明書(ICカード)のコピー(両面)
添付書類は、現在登録している電子証明書(ICカード)のものを添付してください。

(注意事項)

- 申請者は、西条市へ入札参加資格審査申請書を提出している会社の代表者としてください。ただし、年間委任状を受けている受任者(支店長、営業所長等)がいる場合は、その受任者を申請者としてください。
- 提出先: 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市 財務部 契約課 工事契約係
- 提出方法: 持参又は郵送
  - 持参の場合: 申請書提出者は申請企業等に所属する者とし、来庁時には申請企業等に所属していることを証明するもの(保険証等)を提示していただきます。
  - 郵送の場合: 上記必要書類と切手を貼った返信用封筒を同封の上、郵送してください。なお、返信先住所は上記申請者住所としてください。申請者住所と異なる場合は返信できません。
- 本申請書は、業者ID及びパスワードの再発行申請書です。再発行を受けICカードの更新手続きを行う場合は、別途「えひめ電子入札共同システム(西条市)ICカード変更(追加)届」(様式第4号)により申請してください。